

気象警報等発令時の対応について

70分授業の開始に伴って次のように改訂します。

1 「警報発令への対応」

気象庁による気象情報において、神奈川県東部（横浜・川崎地区）に①または②のいずれかの警報が発令されている場合の臨時休業等の措置を以下のとおりとします。

① 「特別警報」（「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「大雪」、「暴風雪」の種類は問わない。）

② 「警報」（暴風または大雪）

（Ⅰ）午前 6：00までに警報が解除された場合 → 授業は平常通り行います。

（Ⅱ）午前 9：00 までに警報が解除された場合 → 授業は3時限目から行います。

（Ⅲ）午前11：00までに警報が解除された場合 → 授業は4時限目から行います。

上記の場合は安全に注意しつつ登校してください。

（Ⅳ）午前11：00までに警報が解除されない場合→休校とし、生徒は自宅学習となります。

* 「特別警報」については、神奈川県東部（横浜・川崎地区）に限らず生徒の居住地区に発令された場合は、保護者の判断のもとで直ちに命を守る行動をとった上、安全に特段の配慮を払い上記（Ⅰ）～（Ⅳ）にならった登校行動をとるものとします。

2 その他

（1）大雪・地震・事故・交通スト等で、南武線が不通の場合もこれに準ずるものとします。

（2）部活動等の扱いもこれに準ずるものとします。

◎上記の対応を原則としますが、次のような個別の事情がある場合は、保護者の判断のもとで安全を優先し危険のない範囲で登校することとし、難しい場合は自宅学習とします（出席扱いとなります）。

（例）

- ・ 午前6時以前に家を出なければ始業時間に間に合わない。
- ・ 警報が解除されても、周辺の被害や交通事情等により登校が難しい

◎登校後に警報が発令された場合には、天候の状況等を見ながら下校等の措置を取ることがあります。

この措置は、平成30年4月1日より適応する。